

改正道路交通法の一部施行について

自転車利用者対策

(平成27年6月1日施行)

○ 自転車運転者講習制度の新設

自転車運転中に**危険なルール違反**を繰り返すと

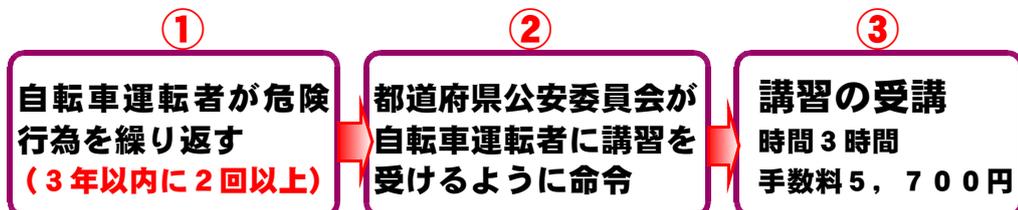
自転車運転者講習を受けることになります。

○ 講習の対象となる**危険行為**とは・・・

- ① 信号無視 (道路交通法第7条)
- ② 通行禁止違反 (〃第8条第1項)
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反) (〃第9条)
- ④ 通行区分違反 (〃第17条第1項、第4項又は第6項)
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (〃第17条の2第2項)
- ⑥ 遮断踏切立入り (〃第33条第2項)
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等 (〃第36条)
- ⑧ 交差点優先車妨害等 (〃37条)
- ⑨ 環状交差点の安全進行義務違反等 (〃第37条の2)
- ⑩ 指定場所一時不停止 (〃第43条)
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反 (〃第63条の4第2項)
- ⑫ 制動装置 (ブレーキ) 不良自転車運転 (〃第63条の9第1項)
- ⑬ 酒酔い運転 (〃第65条第1項)
- ⑭ 安全運転義務違反 (〃第70条)



○ 自転車運転者講習制度のながれ



○ 罰則規定

公安委員会による受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

運転免許証の有効期限に関する規定

(平成27年6月1日施行)

- 免許を受けていた期間のみなし継続・優良運転者に係る基準に関する規定の整備

一定の病気に該当すること等を理由に免許取り消し後
3年以内に再取得した者

海外旅行、災害等やむを得ない理由のため、更新を受けることが出来なかった者（3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）

失効免許の期間及び再取得した免許の期間が継続していたものとみなすこと及び優良運転者の特例基準が新設される

優良運転者の特例基準



- みなし継続の対象から除外する者
直近になされた質問票の交付や報告徴収に対し、**虚偽の回答をした者**については、免許保有期間が継続していたとみなす対象から**除外される**。